

(第3部) 2023年度「埼玉県(理学療法士)臨床実習指導者講習会」開催案内

1. 会場：埼玉県内の各PT養成校およびPT養成校関連施設(詳細は別紙1参照)

2. 日程：2024年1～3月(計5回開催)(詳細は別紙1参照)

※時間(全会場同一)：1日目9:00～19:10(受付8:30～)、2日目(9:00～17:00)

※講習会プログラムの詳細は別紙4参照

3. 定員：別紙1参照

各開催養成校によって定員は異なります。別紙1をご参照ください。

✓ 本案内からの申し込みでは、各定員の1～2割の枠(埼玉県理学療法士会員枠)を廃止します。
本ホームページの案内では、埼玉県内の施設に所属する理学療法士(埼玉県理学療法士会員・非会員)からの申し込みを受け付けます。(県外施設の所属であっても、埼玉県理学療法士会員であれば申し込み可能です)

✓ 県外施設には、各養成校から既存の実習施設、または実習依頼希望施設に案内ダイレクトメールが送付されますので、その施設に限って理学療法士(会員・非会員)の受講が認められます。

※ 会員は無料ですが、非会員は受講費(6,000円)の負担をお願いいたします(本紙下記5.参照)。

4. 受講対象者

理学療法士(PT)としての実務経験年数4年以上(満4年経過、5年目以上)の者

2019年(令和元年)4月以前(含2019年4月)に「理学療法士免許」取得し、理学療法業務に従事していた者。かつ、「実務経験申告書」(別紙3)に入力後、一番下段の「実務経験期間合計」が「48.0ヶ月」⇒「4.0年」以上の者。(詳細は、本書「6-2. 受講申し込み方法」を参照)

※対象外：2020年4月～2023年4月の理学療法士免許取得者

5. 受講費・資料代：①日本理学療法士協会(埼玉県理学療法士会員)：無料

②日本理学療法士協会外(作業療法士含む)：6,000円(当日受領または振込)

※旅費等については受講者負担となります。

※理学療法士協会休会中の者は受講費(6,000円)を負担していただきます。

6-1. 受講申し込み方法

「(第3部)2023年度 埼玉県「臨床実習指導者講習会」の詳細(申し込み方法)」(別紙1)に記載されている各開催養成校の申込方法に従ってお申し込みください。

申し込みの際は、「実務経験申告書」(別紙3)も併せて提出してください(本書6-2.「実務経験申請書」の提出についてを参照してください)。

※「氏名」の記載は、旧字体など正確に記載してください。

◆申込期間

第3部（1～3月開催）申込期間：2023年10月2日(月)～10月27日(金)17:00まで

※2023年10月2日（月）以前の申し込みは無効です。

※2023年度の埼玉県における臨床実習指導者講習会は今回で最後になります。

2024年度の申込みについては、2024年3月以降にあらためて掲示します。

6-2. 「実務経験申告書」(別紙3)の提出について【重要】

本書類は、「実務経験4年以上の理学療法士」であることを証明・確認するための書類です（別紙2参照）。各開催養成校の専用フォームでの申し込みと併せて提出をお願いいたします。本書類は、受講者の実務経験4年以上の証明としてPT協会に提出します。

<作成・提出方法>

- ①実務経験報告書に必要事項を記入（実務経験4年以上を確認）
- ②施設代表者または部門代表者・責任者の証明印を押印
- ③PDFによる電子化（原本は本人が保管）
- ④申し込む講習会の養成校にPDFをメール添付にて提出（提出方法の詳細は、別紙1「(第3部)2023年度 埼玉県「臨床実習指導者講習会」の詳細(申し込み方法)」をご参照ください)

※申込者自身でPDF化できない場合は、写し(コピー)を申し込む講習会の養成校に郵送してください（郵送料は実費）。郵送された本書類は、各養成校でPDF化後、責任を持って破棄（シュレッダー）することにしてありますが、返却を希望する場合は返信用封筒(貼切手)も同封してください。この場合は、必ず申し込む開催養成校に事前に連絡（相談）してください。

※抽選に漏れた方の本書類（PDF）は、各養成校で責任を持ってデータ消去することにしております。次回の申し込みの際にも必要になりますので、各自で保管をお願いいたします。

7. 定員を超えた際の受講者の選定方法

申し込み締め切り後、各開催養成校における抽選にて決定させていただきます。

※複数回の臨床実習指導者講習会を順次開催していく予定ですので、今回、抽選に漏れた方につきましては、大変恐縮ではございますが、2024年度の臨床実習指導者講習会への申し込みをお願いいたします。

8. 修了証の授与

2日間(16時間)受講することで厚労省が発行する修了証が講習会2日目終了時に授与されます。原則として遅刻、早退は認められません。修了証に受講者氏名を記載し、事前に厚労省から印鑑をいただく関係で、原則キャンセル、欠席をされないようお願いいたします。体調不良等で急きょ欠席される場合は必ず事前にご連絡をお願いいたします。なお、キャンセル・欠席する申込者の代理等の受講は不可です。

9. 受講依頼公文書の発行

所属長宛の受講依頼公文書が必要な場合は、各講習会を担当する PT 養成校（会場）から発行いたします。 専用フォームに必要事項の記載をお願いします。

10. その他

- 1) 昼休憩が 50 分と短く、昼食を持参されることをお勧めします。
- 2) 予測される自然災害時の対応、当日交通機関のトラブル等に関する対応については、受講決定後各養成校から連絡があると思います。ただ、原則として遅刻・早退は認められませんので、時間に余裕を持って会場にお越してください。
- 3) 新型コロナウイルスの影響により、講習会が延期または中止となることもあり得ます。
- 4) 対面開催に当たって、各開催養成校でしっかりとした感染予防対策を講じております。感染予防の観点からマスクの着用、体温計測を求める場合、発熱や倦怠感等の症状が認められた場合にはご退席いただく場合がございますことをご了承ください。
- 5) オンライン開催の養成校では、電子ファイルでのみのテキスト配布となることをご了解ください。